



ご存知ですか？

著作権

図書館で
コピーをとるなら
このルール

- 部数は、1人につき 1部です
- コピーできるのは著作物の一部分です
(発行後相当期間を経過した雑誌では、
一論文全体の複写が認められています)
- 目的は調査研究のために限ります
- そして、複写申込書を提出してください